

令和7年度

財政援助団体等
監査結果報告書

大牟田市学校給食会

大牟田市監査委員

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。
なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 財政援助団体等の監査

2 監査の対象 大牟田市学校給食会

3 監査実施期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月31日（土）まで

4 監査対象の事項及び範囲

令和6年度分の学校給食会運営補助金、学校給食用物資購入資金貸付、学校給食費物価高騰対策負担金及び学校給食費支援金に係る出納その他の事務の執行

5 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 補助金等の目的は明確で、かつ公益上の必要性は十分か
- (2) 補助金等の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か
- (3) 所管部局に提出された決算書、事業実績報告等に誤りはないか
- (4) 会計事務の執行は適正か
 - ① 会計責任者、決裁権限、会計処理方法等責任の明確化など、会計事務に関する規定等は整備されているか
 - ② 市の職員が財政援助団体の業務に従事する場合における予算執行の意思決定等の手続きは適正か
 - ③ 会計事務に関する帳簿等は整備されているか
 - ④ 現金、預金通帳、印鑑等は適正に管理されているか

6 監査の方法

監査対象団体及び当該団体の所管部局に対し、資料の提出を求めるとともに、必要に応じて市担当職員及び団体の事務局員からの事情説明を受け、監査を実施した。

監査に当たっては、補助金等の受入れから使途について、証拠書類である預金通帳、収入・支出伝票、関係書類等を照合検査し、決算書の適否等の判断を行った。また、補助金の請求等が適正に行わ

れているかについても審査した。

7 財政援助団体（大牟田市学校給食会）の概要

大牟田市学校給食会（以下「給食会」という。）は、大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の給食を学校教育の一環として、円滑かつ適正な実施を推進することを目的に設置された。「大牟田市学校給食会設置規則」に基づき、給食会は学校給食用物資の購入、配分及びあっせんをはじめ、物資購入に係る代金の徴収、保管及び支払いに関する事業等を行っている。また、給食会の組織は、大牟田市教育委員会や市立学校の関係職員をもって構成され、給食会の会長は教育長とし、事務を教育委員会事務局学務課にて処理するよう規則で定めている。そのほか給食会の運営等については、「大牟田市学校給食会会則」で定めている。

8 財政援助の内容

（1）大牟田市学校給食会運営補助金

令和6年度予算額 160,000円

市立学校における学校給食を円滑に運営することを目的に、給食会が行う学校給食事業に係る経費を補助の対象とし、運営補助金が交付されている。給食会の運営費は、主に県の助成費（福岡県学校給食会普及充実事業助成費）及び市の補助金で賄われているが、前年度繰越金や県の助成費等により運営が可能であると見込まれたため、令和6年度の補助金請求は行われていない。

（2）学校給食用物資購入資金貸付

令和6年度実績 35,000,000円

（内訳）小学校 20,000,000円 ※特別支援学校を含む

中学校 15,000,000円

学校給食の物資購入資金は、市立学校が保護者等より徴収した学校給食費で賄われているが、学校給食を運営するにはあらかじめ物資購入資金が必要であるため、市は給食会に対し学校給食用物資購入資金の貸付を行っている。

（3）大牟田市学校給食費物価高騰対策負担金

令和6年度実績 53,611,370円

（内訳）小学校 37,037,000円

中学校 15,668,279円

特別支援学校 906,091円

「大牟田市学校給食費物価高騰対策負担金実施要綱」に基づき、物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担を軽減するとともに、栄養バランスを保った学校給食の安定的な提供を目的として、令和4年度より食材料費の増額分が給食会に支払われている。対象事業は、給食会が実施する学校給食用物資の調達事業とし、学校給食会物資会計における給食物資代納入金と物資支払金の差額が負担金の額となる。負担金は、概算払いにて支払われる。

(4) 令和6年度大牟田市学校給食費支援金

令和6年度実績	80,280,000円
（内訳）小学校	52,522,000円
中学校	26,435,000円
特別支援学校	1,323,000円

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、令和5年9月より保護者が負担する学校給食費の一部を支援している。「令和6年度大牟田市学校給食費支援金実施要綱」に基づき、支援金の額は学校給食を喫食している児童生徒1人につき1月当たり1,000円で、学校給食用物資を調達する給食会に支払われる。給食会は、市立学校から報告される対象児童生徒数により支援金の額を算定し、年5回に分けて市へ請求を行う。

9 監査の結果

上記財政援助に係る経理の状況及び用途について、教育委員会事務局から提出された支出負担行為書、交付申請書、貸付契約書等の関係書類、並びに給食会から提出された学校給食会事務事業会計決算書及び同物資代会計決算書、預金通帳、現金出納簿、領収書等の関係書類を照合検査した結果、給食会の事務処理において、一部、改善を要する事項が見受けられたが、その他の事務処理は概ね適正に処理されているものと認められた。

概要は、次のとおりである。

(1) 財政援助に係る事務処理について

① 学校給食用物資購入資金貸付

資金の貸付は、契約書に基づき貸付期間内で行われており、適正な事務処理であった。

② 大牟田市学校給食費物価高騰対策負担金

負担金は、実施要綱に基づき交付されており、適正な事務処理であった。

③ 令和6年度大牟田市学校給食費支援金

支援金は、市立学校から報告された児童生徒数により適正に算定されていた。また、実施要綱に基づいた期間で支援金の請求や交付が行われており、適正な事務処理であった。

(2) 給食会の会計経理について

給食会の会計経理は、事務事業会計、小学校物資会計（特別支援学校を含む）及び中学校物資会計に区分し管理されていた。小学校物資会計の支出に伴い給食会が作成した各学校の購入物資集計表において、合計金額に誤りはなかったものの2校の購入額の内訳で転記ミスがあった。その他の事務処理は、概ね適正に行われていた。

(3) 給食会の会計報告書（決算書）について

事務事業会計、小学校物資会計、中学校物資会計の決算書の金額について、入出金伝票及び通帳と照合した結果、収入、支出ともに適正に報告されていた。

10 改善を要する事項

(1) 物資購入業者の登録事務について

大牟田市小学校給食用物資納入の登録業者申請要項の申請資格に暴力団排除についての記載があるものの、排除措置を行うために必要な名簿や誓約書の提出を業者に求めていなかった。また、登録業者と取り交わす契約書に、暴力団排除条項が記載されていなかった。

そのほか、登録業者への通知文及び提出書類における様式の誤りをはじめ、追加登録業者の契約書に記載している契約締結日や契約期間の始期が契約締結日の決裁日より前の日付になっているなど、事務処理に誤りがあった。

適切な事務処理となるよう、改められたい。